

別添

令和5年6月23日

一般社団法人埼玉県警備業協会
会長 炭谷 勝 殿

職場における熱中症予防対策の徹底に関する要請書

日頃より、労働基準行政の推進に格段の御配意を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、昨年の埼玉県内の職場における熱中症は、4件の死亡災害が発生し過去最多となりました。

埼玉県内の過去5年間の昼間の日の最高暑さ指数（W B G T 値）をみると、6月下旬頃より、「日常生活における熱中症予防指針」において危険とされる31以上の暑さ指数となっており、労働災害の発生件数もこの時期以降から多く発生し始めています。

熱中症は命にかかる災害ですが、適切な予防対策により防ぐことができる災害です。

つきましては、こうした現下の状況と、熱中症の特徴を御理解いただきつつ、下記の熱中症の予防対策を徹底していただきますよう、厚生労働省ホームページに掲載する「働く人の今すぐ使える熱中症ガイド」等を活用し、関係者への周知、指導をお願い申し上げます。

記

- 1 作業場所の暑さ指数（W B G T 値）を測定し、測定した暑さ指数に応じて、休憩サイクルの変更、気温が上昇する時間の作業を避ける、作業負荷の低い作業に変更する、作業を中断するなど、作業計画の変更を検討してください。
- 2 水分・塩分の摂取を定期的に行い、作業場所のなるべく近い場所に涼しい休憩場所を設け、こまめに休憩をとり、管理者が頻繁にその状況を確認するようしてください。
- 3 管理者はもちろん、作業員同士が頻繁に声をかけあい、お互いの健康状態を確認し、異変があれば、必ず作業を中断させ休憩し、体調不良者を一人きりにせず誰かが様子を確認し、体温を下げるための措置等を行うとともに、病院への搬送、救急隊の要請を行ってください。
- 4 雇入れ時、新規入場時、日々の朝礼等の際に、作業員に対し、熱中症の症状、予防方法、救急処置の方法等に関する教育を行ってください。

埼玉労働局長
久知良俊

